

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

令和4年7月5日

高知県立清水高等学校 全日制

1 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市に発令されている場合	休校または自宅待機
午前10時30分	上記警報等の状況にある場合	休校
	上記警報等の状況にない場合	午後から授業を実施

2 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市に発令されている場合	休校

3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市に発令されている場合	休講

4-1 部活動(朝から活動)

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市に発令されている場合	休み

4-2 部活動(午後から活動)

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時30分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市に発令されている場合	休み

※ 警報の種類・・・大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮

- (注) ①居住地や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
 ②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
 ③対応状況を学校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。
 ④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。